

保存版

令和2年7月13日

保護者様

京都市立西京高等学校附属中学校
校長 田頭 章宏

京都市内的一部またはすべての地域に対して「避難指示」または 「避難勧告」が発表された場合の対応についてのお知らせ

盛夏の候、保護者の皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、気象条件その他の理由で、京都市内的一部またはすべての地域に「避難指示」または「避難勧告」(以下「指示・勧告」と標記します)が発表された場合には、原則として下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 西京高等学校附属中学校（京都市中京区西ノ京東中合町）を含む地域に対して指示・勧告が発表された場合

- ① 登校前に発表された場合は、指示・勧告が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機とさせてください。指示・勧告が解除された場合については、以下の措置を取ります。

指示・勧告の解除の時刻等	措置	昼食
午前6時30分までに解除になった場合	平常授業	必要
午前8時30分までに解除になった場合	3校時から始業 (10時30分より短学活)	必要
午前10時30分までに解除になった場合	5校時から始業 (午後1時より短学活)	無し
午前10時30分現在、発表中の場合	臨時休業	無し

② 在校中に指示・勧告が発表された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、協議の上、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。

2. 自宅および通学経路を含む地域に対して指示・勧告が発表された場合

- 指示・勧告が発表された場合は、指示・勧告が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機（避難所などへの避難を含む）とさせてください。
- 可能な状況であれば安否確認を含め本校まで電話連絡・欠席連絡フォームを利用してのメール連絡をお願いいたします。
- 指示・勧告が解除され、生徒を登校させる判断をされる場合には登下校の安全を確認の上、本校まで登校予定期や通学手段について連絡いただきますようお願いいたします。
- 指示・勧告が発令された場合、及び登校できない状況の場合のお休みについては欠席扱いとはしません。

3. 休日に指示・勧告が発表された場合

部活動などで登校中に上記の1・2の状況となった場合には気象状況・帰宅に要する時間・通学経路の状況・家庭状況などに十分配慮し、協議の上、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。

以上、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願い致します。この案内プリントは1年間大切に保管いただきますよう、合わせてお願い致します。また、本校ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。